

高等教育機関の後援名義使用承認の手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市後援に関する規則（平成31年姫路市規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、姫路市（以下「市」という。）が、市内に所在又は本市と包括的な連携協定に関する協定を締結している高等教育機関により、後援を依頼された場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(申請等の様式)

第2条 規則第3条、第5条及び第7条から第10条までの規定に基づく申請等の様式は、様式第1号から様式第10号までに掲げるとおりとする。

(申請期限)

第3条 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として事業実施日の2箇月前までに、後援の申請を行わなければならない。

(実施報告期限)

第4条 申請者は、事業終了後2週間以内に、後援の承認を受けた事業の実施報告を行わなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 高等教育機関の後援名義使用承認の手続きに関する基準は、廃止する。